

令和4年度

神奈川県学校剣道連盟総会

日 時 : 令和4年4月17日(日) 16:30～

会 場 : 県立武道館

会 議 次 第

1. 開会

2. 挨拶 神奈川県学校剣道連盟会長 田島東海男

議長選出

3. 議題
- (1) 令和3年度行事報告
 - (2) 令和3年度会計報告
 - (3) 令和4年度行事計画 ~~(案)~~
 - (4) 令和4年度予算 ~~(案)~~
 - (5) 令和4・5年度学校剣道連盟役員 ~~(案)~~
 - (6) その他

- ・情報発信について
- ・会員への還元について(オリジナル手ぬぐい)
- ・(参考資料) 神奈川県学校剣道連盟会則

議長解任

4. 閉会

令和3年度 神奈川県学校剣道連盟 行事報告

4月18日（日）

県立武道館

令和3年度剣道伝達講習会、令和3年度学剣連総会

4月25日（日）

大和南高校

第63回全国教職員剣道大会神奈川県予選会（個人、団体）

団体戦 今里、高橋、西山、廣吉、高橋（監督 飛知和）

個人戦 男子の部 高橋怜央

女子の部 齋藤美紀

8月5日（木）

岩手県花巻市総合体育館

第63回全国教職員剣道大会

中止

9月29日（日）

東海大学

令和3年度剣道講習会

中止

10月29日（金）～31日（日）

千葉県勝浦市日本武道館勝浦研修センター

令和3年度全国剣道指導者研修会（東日本ブロック）～中学校武道必修化に伴う指導法～

中止

11月28日（日）

大船高校

第42回県教職員剣道選手権大会 第34回女子教職員剣道選手権大会

選手権の部 優勝 榊 優哉 準優勝 小田野倫也 第3位 富田隆将

女子選手権の部 優勝 中村 百花

三段以下の部 優勝 坂内 健彦

令和4年1月10日（月）

茨城県：

令和3年度関東学校剣道連盟研修会・理事会

研修会：中止 理事会：書面による伝達

1月18日（火）

県立武道館

令和4年神奈川県学校剣道連盟稽古始め（県連合同稽古会）

中止

2月20日（日）

県立武道館

第51回神奈川県警察・実業団・教員・学生対抗剣道大会（主管 警察）

中止

令和4年度 神奈川県学校剣道連盟行事計画 (案)

	行 事	期 日	会 場
総会・研修会・講習会等	神奈川県学校剣道連盟総会	4月17日(日) ※伝達講習会終了後	県立武道館小道場
	剣道伝達講習会	4月17日(日)	県立武道館小道場
	剣道講習会	9月25日(日)	東海大学
	全国学校剣道指導者研修会(東日本ブロック) ～中学校武道必修化に伴う指導法～	10月28日(金) ～30日(日)	日本武道館 研修センター (千葉県)
	神奈川県学校剣道連盟理事会	令和5年1月5日(木)	未定(県立武道館が使用不可)
	関東学校剣道連盟研修会 (栃木県開催)	未定	未定
	学校剣道連盟稽古始め ※四者対抗剣道大会壮行会を兼ねる	未定	未定

	行 事	期 日	会 場
大会関係	第64回全国教職員剣道大会神奈川県予選会	4月30日(土) PM2時～	大船高校
	第43回神奈川県教職員剣道選手権大会	11月27日(日)	大和南高校
	第35回神奈川県女子教職員剣道選手権大会	PM2時～	
	全日本学剣連審判認定講習会	8月10日(水) ※大会前日	長野県ホワイトリング
	第64回全国教職員剣道大会 ※竹刀検量義務化→竹刀検量実施	8月11日(木)	
	第52回神奈川県四者対抗剣道大会(主管:警察)	2月26日(日)	鶴見大学体育館

令和4・5年度神奈川県学校剣道連盟役員

会	長	田島東海男
副	会 長	安藤 守
	〃	戸塚 義孝
	〃	吉村 哲夫
	〃	飛知 和利文
理	事 長	加藤 公一
副	理 事 長	中田 圭介
理	事(総務担当)	今里 学
	〃	高瀬 武志
	〃	中島 一憲
	〃	野島 克己
	〃	佐々木 南海
理	事(大会担当)	並木 信平
	〃	小田野 倫也
	〃	笹沼 立樹
理	事(講習会担当)	前川 勝
	〃	笹木 春光
	〃	大谷 聡
	〃	樋口 崇
理	事(事務局)	田中 一明
	〃	川村 勝敏
	〃	菊地 勇介
理	事(会計)	川村 友希
	〃	吉行 伸
	〃	山谷 千晶
会	計 監 査	佐久間 健三
		赤井 あゆみ
全	国 評 議 員	加藤 公一
顧	問	久保 武郎
	〃	伊澤 俊彦
	〃	網代 忠宏
	〃	久保 木文夫
	〃	秀島 勇治
	〃	松尾 和夫
	〃	糴山 孝明
	〃	緒形 助正
	〃	十川 英一

神奈川県学校剣道連盟の情報発信について

- 目的 ・ 県学剣連の情報を素早く理事や会員の先生方に発信する。
・ 通信費および事務局の負担軽減に努める。
※全日本・各都道府県学剣連の財政が苦しくなっている。支出軽減が必須。

- 方法 ①高体連および中体連のHPから「学校剣道連盟」の情報を発信していく。
②LINEのグループでも情報を発信する。
○理事用→「神奈川県学剣連 理事」
○会員用→「神奈川県学剣連 会員」
○全国教職員大会出場メンバー用→監督が年度ごとにグループ作成
○四者対抗メンバー用→監督が年度ごとにグループ作成
○教職員大会参加者→事務局が大会ごとにグループ作成
※郵送による連絡は基本的に行わない。

<LINEの会員グループを希望する場合> ※この会員を増やしたい 現在120名を超えました!

1. 理事および理事が認めた会員（ブロック長やそれに準ずる立場の先生）が希望する会員をグループへ招待することで、その会員がグループに参加することを認めます。基本的に会員同士での招待は行わないが、行う場合は理事に許可を受けてから行ってください。
2. 基本的に事務連絡や情報発信で活用します。私的な発信は控えてください。
3. 諸事情（携帯の紛失など）でLINEのアカウントを変える場合、以前のアカウントはグループから一度退室していただき、再度、理事および理事が認めた会員に招待を依頼してください。
4. 本連盟を退会する場合はグループから退室してください。
5. 会員に不都合が生じるなど諸事情によりグループを閉鎖する場合があります。

<その他>

1. 学剣連顧問や賛助会員の先生方には必要に応じて、郵送でお知らせする。
2. 基本的に郵送での連絡は行いませんが、強く希望する会員は事務局に相談してください。

- 主なお知らせ内容
1. 大会・講習会・研修会のお知らせ
 2. 大会結果
 3. 総会・理事会のお知らせ・報告
 4. 祝賀会（昇段・称号など）のお知らせ
 5. その他

会員への還元について

今年度も本連盟顧問である「全日本剣道連盟 網代忠宏会長」直筆の手ぬぐいを会費を納入した会員に配布します。連盟顧問の先生や賛助会員の諸先輩方にも配布いたします。全部で250枚用意しました。学校剣道連盟行事や高体連・中体連・学連などの行事で会費の納入の際、お渡しする予定です。数に限りがあるのでなくなり次第、配布は終了となります。ご了承ください。

神奈川県学校剣道連盟会則

昭和 57 年 4 月 1 日制定
令和 3 年 4 月 18 日改訂

第一章 総 則

第 1 条 本会は、神奈川県学校剣道連盟と称する。

第二章 目的及び事業

第 2 条 本会は、学校剣道の研究と修練を通して、指導者としての資質の向上に努め、あわせて会員相互の親睦を図り、学校剣道の普及発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 合同練習会、研修会、講習会の開催
2. 資料の収集・保存及び刊行物の発行
3. 剣道大会の開催及び選手派遣
4. 関係諸団体との連絡提携
5. 関係諸団体の要請に応じるための指導員及び審判員の派遣等
6. その他、第 2 条の目的を達成するために必要と認める事業

第三章 会 員

第 4 条 本会の会員は、神奈川県に在住及び在勤の学校関係者および退職者で、本会の目的及び事業に賛同する者、及び本会役員の推薦により、理事会が承認した者とする。賛助会員は学校関係を退職した会員のうち、本会の目的及び事業に賛同し、本会役員推薦により、理事会が承認した者とする。

第 5 条 会員は、所定の入会手続きを行い、第 22 条に定める会費を納めなければならない。賛助会員は、第 22 条に定める賛助金を納める。

第 6 条 会費を 2 ヶ年以上滞納し、催促に応じない場合は退会者とみなす。

第四章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名 (理事の内数とする)
副 理 事 長	1 名 (理事の内数とする)
理 事	16～20 名
監 査	2 名

第 8 条 本会は、必要に応じて名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。選出方法は会長が推薦し、理事会の承認を得るか、又は理事会において推薦された者を会長が委嘱する。

第 9 条 第 7 条及び第 8 条に定める役員の選出方法は次のとおりとする。

1. 会長、副会長は、理事会において推薦する。
2. 理事は、大学及び大学校から 2 名、高等学校から 6～8 名、中学校から 6～8 名、小学校から 2 名、計 16～20 名を推薦し、会長が指名する。
3. 理事長及び副理事長は理事会の互選とする。
4. 監査は理事会において推薦された者を、会長が委嘱する。
5. 名誉会長は会長歴任者より、理事会において選出する。
6. 顧問は会長、副会長歴任者より、理事会において選出する。
7. 参与は関係団体より、必要に応じて理事会において選出する。

第 10 条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、連続は原則として 2 期までとする。名誉会長、顧問および参与はその限りではない。
2. 役員の在任期間は 4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日までとし、任期中の欠員の補充に関し

ては、前任者の残任期間までとする。

第 11 条 理事の選出対象者は現職者を基準とする。

第 12 条 役員の業務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、これを統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
3. 理事長は、理事会を代表し、会務を掌理する。理事長は評議員を兼務する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在の時はこれを代行する。
5. 顧問は会長の諮問に応ずるものとする。
6. 監査は、会計業務を監査する。
7. 理事は理事会を構成し、会務を審議し、その実施に当たる。
8. 理事の職務分担は、総務担当理事、大会担当理事、講習会担当理事、会計担当理事、事務局担当理事とする。

第 13 条 本会は、事務局を事務局長の勤務先に置く。

第五章 会 議

第 14 条 本会の会議は総会、臨時総会、理事会、各種専門委員会とする。

第 15 条 総会は毎年 1 回 4 月中に会長がこれを招集し、事業の成果及び会計報告を行うほか重要議題を審議する。

第 16 条 臨時総会は必要に応じ会長が召集し、会務を審議する。

第 17 条 理事会は必要に応じ会長又は理事の過半数の要請がある場合、理事長がこれを召集し会務を審議する。

第 18 条 各会議における議決は、当該会議出席者の過半数以上の同意で決定し、可否同数の場合は会長の決するところによるものとする。

第 19 条 本会は、必要に応じて専門委員会をおくことができる。専門委員会は業務ごとに専門審議を行う。

第 20 条 各担当理事は担当ごとに専門審議を行う。

第六章 会 計

第 21 条 本会の経費は会員の会費、参加費、賛助金及び寄付金等の収入を以って充てる。

第 22 条 本会会員の会費は、年額 3,000 円とする。賛助会員の賛助金は 1 口 1,000 円として年額 3 口以上とする。

第 23 条 会員の選手派遣等には、特に必要と認めた場合、経費の一部を支給する。

第 24 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第七章 入会及び退会

第 25 条 本会に入会を希望する者は、会長に届け出る（事務局気付）ものとする。

第 26 条 本会を退会する会員は、その旨を会長に届け出る（事務局気付）ものとする。

第 27 条 会員は段位、称号、氏名、勤務先、住所、連絡先等に変更があった場合は速やかに理事長（事務局気付）を通じて会長に報告するものとする。

付 則

- 1 本会則は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本会則は平成 9 年 4 月 12 日に改訂する。
- 3 本会則は平成 14 年 4 月 6 日に改訂する。
- 4 本会則は平成 24 年 4 月 7 日に改訂する。
- 5 本会則は令和 2 年 4 月 19 日に改訂する。
- 6 本会則は令和 3 年 4 月 18 日に改訂する。